

令和5年度

伯耆町価格高騰重点支援給付金

物価高による家計への影響が大きい低所得世帯を支援する新たな給付金を支給します。

給付金は2種類あります。給付金を受給するためには、手続きが必要です。

※制度の詳細、申請書等はホームページに掲載していますのでご覧ください。

(1) 均等割のみ課税世帯への給付

支給額 1世帯あたり10万円(1世帯につき1回限り)

対象の世帯 次の①・②のどちらにも当てはまる世帯

- ①令和5年12月1日に伯耆町に住居登録がある世帯
- ②世帯全員の令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯
または令和5年度分の住民税が非課税の人と均等割のみ課税の人である世帯
※住民税が課税されている人の扶養親族等のみの世帯を除く

町ホームページ▶



手続き方法 対象と思われる世帯には、町から給付内容や支給要件が書かれた確認書を3月中に送付します。内容を確認の上、必要事項を記載して期限までに返送してください。

手続き期限 令和6年7月1日(月) ※当日消印有効

(2) 子どもがいる世帯への給付加算

支給額 児童1人あたり5万円(同一児童につき1回限り)

対象の世帯 以下の①～③のすべてに当てはまる世帯

- ①令和5年12月1日に伯耆町に住居登録がある世帯
- ②18歳以下(平成17年4月2日以降生まれ)の児童がいる世帯
- ③以下の(A)または(B)に該当する世帯
 - (A)【非課税世帯】「令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金(7万円)」の支給世帯
 - (B)【均等割のみ課税世帯】「令和5年度伯耆町価格高騰重点支援給付金(均等割のみ課税給付)」の支給世帯

手続き方法・期限 世帯類型によって手続き方法が異なります。

世帯類型	(A)非課税世帯	(B)均等割のみ課税世帯
手続き方法	手続きは不要です。 重点支援給付金(7万円)を支給後に、 <u>同じ口座へ別途支給します。</u> (事前にお知らせを送付)	重点支援給付金(均等割のみ課税給付)の案内と一緒に、 <u>手続きに必要な書類を送付します。</u> (3月中) 内容を確認の上、必要事項を記入して、期限までに返送してください。
手続き期限		令和6年7月1日(月) ※当日消印有効

※上記のほか、基準日(令和5年12月1日)の翌日以降に生まれた新生児や、基準日の時点で別居している児童(学校の寮で生活している等)がいる場合は、別途申請が必要です。



◀町ホームページ

問い合わせ先 住民課 ☎ 0859-68-5531